

○探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 19 年 5 月 30 日岡生企第 456 号警察本部長例規)

改正

平成 20 年 6 月岡生企第 597 号

令和元年 12 月 12 日岡生企第 812 号、岡交企第 570 号、

岡指第 538 号、岡会第 475 号

令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領を定め、平成 19 年 6 月 1 日から施行することにしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

探偵業の業務の適正化に関する法律等に関する事務取扱要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号。以下「法」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 19 号。以下「府令」という。)に基づく事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 探偵業開始の届出の取扱い

- 1 署長は、法第 4 条第 1 項の規定による営業の開始の届出を受けた場合において、探偵業開始届出書及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に通知し、探偵業届出番号簿(様式第 1 号)の届出番号の交付を受けるとともに、当該番号を付した探偵業届出証明書を届出者に交付しなければならない。
- 2 署長は、当該開始届出書の写しを 2 部作成し、1 部を探偵業開始届出上申(報告)書(様式第 2 号)に添えて速やかに本部長に報告するとともに、1 部を探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

#### 第 3 探偵業廃止の届出の取扱い

- 1 署長は、法第 4 条第 2 項の規定による探偵業廃止の届出を受けた場合において、探偵業廃止届出書の記載事項及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めるときは、探偵業廃止届出書及び添付書類とともに、当該届出者に係る探偵業者台帳を探偵業者削除簿に編冊しておかなければならない。

2 署長は、探偵業廃止届出書の写しを作成し、探偵業に係る届出(申請)処理報告書(様式第3号)に添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

#### 第4 探偵業変更の届出の取扱い

1 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業変更の届出を受けた場合において、探偵業変更届出書及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めるときは、生活安全企画課長に通知し、新たな探偵業届出番号簿の届出番号の交付を受けるとともに、当該番号を付した探偵業届出証明書を届出者に交付しなければならない。

2 署長は、当該変更届出書の写しを2部作成し、1部を処理報告書に添えて速やかに本部長に報告するとともに、1部を探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

#### 第5 探偵業届出証明書の再交付申請の取扱い

1 署長は、府令第4条第2項の規定による探偵業届出証明書の再交付申請を受けた場合において、申請書及び添付書類について、記載漏れの有無、添付書類の有無等を確認し、支障がないと認めるときは、探偵業届出証明書を再交付する。

2 署長は、申請書の写しを2部作成し、1部を処理報告書に添えて速やかに本部長に報告するとともに、1部を探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

#### 第6 探偵業届出証明書の返納の取扱い

署長は、第5に規定する探偵業届出証明書の再交付申請を行った者が、亡失又は滅失した探偵業届出証明書を発見又は回復したため当該探偵業届出証明書の返納を届け出た場合は、当該探偵業届出証明書を探偵業者台帳に編冊しておかなければならない。

#### 第7 資料の提出の要求及び立入検査

法第13条第1項に規定する報告若しくは資料の提出の要求又は警察職員の立入検査は、法の目的の範囲内において必要最小限度で行わなければならない。

#### 第8 行政処分の上申

署長は、法第14条の規定による指示、法第15条第1項の規定による営業の停止又は同条第2項の規定による営業の廃止に該当する法令違反を認めるときは、行政処分上申書(様式第4号)により速やかに本部長に上申しなければならない。

#### 第9 手数料の徴収

署長は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料を徴収するものについては、申請書に徴収額等が確認できるものを貼付させるものとする。

#### 第10 文書の保存

文書の保存については、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
探偵業届出番号簿	生活安全企画課	長期
探偵業開始届出上申(報告)書	生活安全企画課	長期

探偵業者台帳	警察署	長期
探偵業者削除簿	生活安全企画課及び警察署	5年
探偵業に係る届出(申請)処理報告書	生活安全企画課	長期
探偵業届出証明書再交付申請書の写し	警察署	5年
行政処分上申書	生活安全企画課	長期